

## 声明 民間航空の軍事利用は認めない

私たち航空労働者は、航空の安全を守る立場から、民間航空の軍事利用に反対している。

1988年12月パンアメリカン航空機がスコットランド上空でテロにより爆破され、多くの乗客乗員が犠牲となった。パンナムはベトナム戦争中の兵員輸送にとどまらず、平時においても軍事物資等の輸送を行い、テロ・報復の標的となった。民間航空が軍事目的で利用され、紛争地域での運航が行われたために、多数の犠牲者が発生したという歴史を私たちは忘れない。

昨今、自衛隊の海外任務拡大と共に、民間航空の軍事利用が増加している。2016年11月の南スーダンPKO部隊員の輸送や2017年2月と3月のジブチ派遣隊員の交代で、日本航空のチャーター便が使用された。

また現状でも、有事の際には米軍が日本国内のほとんどの空港の優先利用が認められており、すなわち、民間空港を軍事行動の基地として利用することが可能になっている。

これらは民間航空の航空機や空港が敵対勢力から攻撃対象とされる危険性を含め、航空の安全に深刻な脅威を招く事象である。

日本の航空各社が加盟する定期航空協会は、周辺事態法が成立した際「協力依頼の内容が航空法に抵触しないなど、法令に準拠したものであること」「協力を行うことによって関係国から敵視されることのないよう、協力依頼の内容が武力行使にあたらぬこと」等の見解を表明していた。

そもそも民間航空は、人や文化の交流の架け橋になる平和産業である。だからこそICAO条約は民間航空の軍事利用について、世界に脅威をもたらすことから民間航空の乱用を禁止している。たとえ商業的なチャーター便の運航といえども、自衛隊のオペレーションの一環として行われる輸送は民間航空の軍事利用であり、民間航空の乱用を禁止したICAO条約にも反する行為であると考えられる。

私たち航空3団体は、民間航空の軍事利用に反対する。全ての航空労働者と共に世界の平和と航空安全を守るために引き続き尽力し、多くの国民とも連帯して取り組みを強めていくことを改めて表明する。

2017年7月12日

航空安全推進連絡会議  
航空労組連絡会  
日本乗員組合連絡会議